別表六の二（五）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（五）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における特別試験研究費の額 (11の計)	1	円	(4)のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る当期税額控除額 ((4)と別表六の二(五)「5」のうち少ない金額)	5	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		税額控除割合が30%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(5)\times\frac{(12)}{(3)}$	6	
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(12)の合計)	3		同上以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((4)-(5))\times\frac{(1)-(12)}{(2)-(3)}$	7	
当期税額控除額 (別表六の二(五)「12」)	4		特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (6)＋(7)	8	

特別試験研究費の額の明細

措法第68条の９第６項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
9	10	11
第１号・第２号		円
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
計		
同上のうち(9)が第１号である試験研究に係る特別試験研究費の額	12	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）